

Title	常設委員会の活動に関する一考察(上)
Sub Title	
Author	島田, 久吉(Shimada, Hisakichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1937
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.16, No.1 (1937. 4) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19370411-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19370411-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學研究 第十六卷 第一號

常設委員會の活動に關する一考察(上)

島田久吉

(1)

- 本號
- 一 序論
  - 二 常設委員會による監督の性質
  - 三 外交と常設委員會制度
  - 四 米國に於る上院外交委員會の地位
  - 五 フランスに於る委員會外交の實例
- 次號
- 六 豫算制度と財政委員會
  - 七 歐洲大戰中、フランスに於る委員會の活動
  - 八 議會の代行機關としての常設委員會
  - 九 結語

常設委員會の活動に關する一考察

近來、各國に於て議會政治に對する不信が多く、方面より發表せられ、之に伴ふて一方、其の再検討が頻に行はるることも、他方、端的に獨裁政治に向ふ實際運動があり、且つその理論的提唱の旺んに行はるることは、議會政治について多分の關心と相當の支持感を持つるものにとつては到底、その儘に放置し難い事態であらう。

或は議院制度の改革が論議せられ、或は議會の權限縮少が主張せられ、或は立法、執行兩部門の「峻別」についての示唆が與へられる。議會主義と獨裁政治との理論上の價值論争は本小稿の問題外であるが、單に實際政治の技術的方面から見ても、現今の議會制度には多くの改革を要する點のあるのは何人も否定し得ない處である。殊に所謂時局の進展とともに益々、政治の強化と、迅速化と、専門化への道が講ぜらるるに至つては、議會政治がよく之と歩調を合し得るや、換言すれば現今の議會政治は果して「時局」を擔任し得るやの問題は現今の政治問題の第一に位する問題でなければならぬ。

また之の問題に關聯して、委任立法 (delegated legislation) と立法權の移讓 (devolution) と云ふ現象 (註二) をとつて現はれる議會の實質低下も同じく議會政治の將來に對して決して好ましい兆候

とは云はれない。之の意味に於て、筆者は曾て、議會政治の進むべき方向として、又はその修正として、もしくは其の防衛として、議會に於ける常設委員會制度の活用によく期待し得る處ありと信じ、英米佛三國に於る本制度の由來と實際について極く概略的な論述をなしたが、(註三)我國に於ても目下、常置委員會設置に關する論議が行はれてゐるに堪がみ、之の前の紹介に於て觸れなかつた點、その他について簡單に論じて見度いと思ふ。常設委員會の制度に對して、傳統的に最も好意をもたないと思はれてゐる英國に於てすら、近時しきりに之の問題が取り上げられるに徴すれば、再びこの題目をとり上げるのも強ち無駄とは思はれないであらう。(註三)

(註一) 此現象に對しては他日更めて論じ度いと思ふ。參 Lord Hewart of Bury, *The New Despotism*, C. T. Carr, *Delegated Legislation*, J. Willis, *The Parliamentary Powers of English Governmental Departments*, C. K. Allen, *Bureaucracy Triumphant*, W. I. Jennings, *Parliamentary Reform* 等參照。

(註二) 拙稿「委員會政治論」法學研究十四・二

(註三) H. Laski, *Grammar of Politics* p. 349 sq. W. I. Jennings, *Parliamentary Reform*, pp. 140-160.

## 二

(3) 立法部としての議會の職責の第一が立法にあることは當然のことであるが、また監督機關としての議會がそれと同様に重視せらるべきは論を俟たない。随つて、各部に分れて議會を代表し、議會

(4)

内の議會と呼はるる常設委員會が立法的活動をなすに止まらず、政府の監督機關として行動するのは自明のことである。寧ろ最近の傾向に於て、一般の注視を惹いてゐるのは委員會によつて行はるる政府の監督の方面である。

之の點に關しては賛否、各方面の議論があるが、ただ單に政府を監督してゐると云ふ點に於ては、委員會が其の本來の職務權限から逸脱してゐると言はれないであらう。問題は監督の程度であり、公平に見て監督の範圍を脱して執行、行政の領域に參入したと見做るる時、はじめて問題となる譯である。

一體、立法部の有する政府監督の手段は質問、査問、及び表決による意志發表を普通とするけれども、かかる監督は狹義の監督と云ふべく、所謂レヂュストラティブ・コントロールといふものには政策の樹立に對する立法部の意志と云ふものが當然含まれてゐるのである。前者を以て、立法部の政府に對する事後の監督とすれば、後者は正に事前に於る監督と云つて差支ない。或はまた之を豫防的監督と稱してもよいであらう。(註一) この事は立法部が執行部に對して有する地位から當然生ずる權能である。蓋し外國に於て、少くとも民主政治を行つてゐると稱せらるる國家に於ては、國家に於るあらゆる權力は國民に基き、隨つて、國民の代表たる立法部は執行部に對して優位を占むるも

のど見做されてゐるのである。(註二)

しかし乍ら立法部の執行部に對する監督は必しも執行部の全部に亙るものではない。寧ろその監督が本來あるひは直接に行はれるのは執行部のごく一少部分に過ぎない——無論ここに一少部分と云ふのは數量的に見た話して其の重大性を云爲してゐる譯ではない。即ち執行部としての國家の元首は之の點に關係はないのである。また普通の行政官吏、一般にシヅル・サーヴントと稱せらるるものも、少くとも理論上に於ては、立法部の直接監督を受くるものではない。直接の監督を受くるものは所謂る政務執行部 (Political executive agents) と云ふべき少數の團體に限られてゐるのである。(註三)之の部は名目上の執行部 (The formal executive) たる元首より區別せらるべきと同時に、日常の行政を管掌する官吏 (The routine executive) からも區別せられなければならない。即ち其の本質は政策樹立に當る執行部 (The policy-forming executive) であつて、最も普通に「政府」と呼ばれるものが之である。ラアスキ教授の言葉を藉りて云へば、かゝる「政府」の職務は to drive a stream of tendency through affairs にある。(註四) 碎いて云へば立法部の直接の仕事たる立法及び財政について之を結局採用し得るやう指導すること、法律の實施に伴ふ各般の活動を指揮することである。故に議會政治の理論は必然、政府の側に於る指導 (Leadership) と議會の側に於る政

策の監督 (control of policy) と云ふ相關的現象を包含する譯である。

議會の實際的あるひは少くとも準備的活動をなす常設委員會が政策の樹立に當つて政府と協力し、もしくは指揮し、或は之を牽制するのは議會の地位についての理論からみるも又、その實情から見るも決して之を非議するにはあたらない。故に政策決定についての常設委員會の執行的參與は之の限りに於て、その本來の職務と見做して差支へないのである。之の點、執行部の立法的參與と同然である。そこで問題となるのは、政策の樹立及び事後の監督を除いて、執行・行政の實務に常設委員會が乗り出した時である。之の問題についても、其の範圍の限定は頗る微妙で、到底、劃然たる區別をなす事は不可能に近い。實際上から云つても政治家の立場によつて其の判定が非常に變つて來る。極端な議論としては一方に、常設委員會設置の目的は、單に立法手續の改善にあり(註五)とするものもあり、他方に於て、其の本然の職務は政府の監督にあり、もし監督を不可とすれば其の存在の意義はないと主張する者すらある様な有様である。(註六)

併し乍ら公平に云つて、常設委員會の目的を立法手續の改善に限定するのは不當である。蓋し全部或は一部、立法を目的としない常設委員會が存在してゐるからである。しかも大膽に云へば、常設委員會中もつとも重大なる地位を占むる財政委員會と外交委員會とは之の種類に含まれてゐるの

である。之のうち財政、具體的に云へば豫算案の議決は立法部の三大職務の一であり從來、一の立法行爲と見做されてゐるか、少くとも租稅案の形式に於て、立法行爲を必要とするから、之を立法以外の委員會とするのは少しく不當かも知れないけれども、近來の學者間には豫算案を以て特殊な性質を帯ぶるものとなし、嚴格な意味に於る法律では全然ないと主張してゐるものが多い。(註七)

更に執行に關する監督から全く逸脱して、常設委員會自ら日常行政の衝に當つてゐるものがある。合衆國に於る Joint Committee on Printing, The Joint Committee on the Library, The Joint Committee on Internal Revenue Taxation, The National Forest Reservation Commission 等が之である。(註八) しかし之等の委員會の活動は原則と云ふよりも例外と見做すべきであり、また其の活動も頗る小範圍に止まつてゐるから、茲に問題とする必要はないであらう。

(註一) Maurice Hauvrou, *Precis de Droit Constitutionnel*, 1929 pp. 527-528.

(註二) 殊にマイノール憲法及び西班牙新憲法各第一條參照。參見 Mirkin-Guetzovich, *Les Nouvelles Tendances du Droit Constitutional* 卷四。

(註三) 殊に執行行政 (executive and administrative branches of government) の範圍に於ては W. F. Willoughby, *Principles of Public Administration*, 第 2 章 An Introduction to the Government of Modern States 卷參照。また議院に於ては所謂の政務と事務の區別を參照。

常設委員會の活動に關する一考察



(註四) Laski, op. cit. p. 299.

(註五) Journal, The System of Parliamentary Commissions in France; The New Europe, 1918, Aug. p. 87.

(註六) R. K. Gooch, The French Parliamentary Committee System, p. 215.

(註七) G. Jaze, Cours de Science des Finances et de Legislation financiere française, p. 24

(註八) 詳べは W. F. Willoughby; Principles of Legislative Organization and Administration p. 118 以下参照。

### 三

執行部に對して立法部が理論上、優位を占むることは一般の定論であるけれども、併し總ての國策が法律として議會を通過するものではない。之のことは殊に外交關係に於て然りである。事實、非常に著しい程度に於て、外交關係の決定は各國とも執行部の專行權に委ねられてゐる。たとへば英國に於ては、少くとも憲法論に隨へば、如何なる條約も上下兩院の贊成を必要としてゐないのである。勿論、秘密外交は今日、時代おくれであり、討論が要求せられる場合には、政府も下院に於る正式の表決を拒否するものではないが、一般の傾向は外交政策に關しては依然として、議會の介入を好まない様である。(註一) 米國の憲法に於ては、外交に關する權限は大統領・下院・上院の三者に分有せられてゐて、其の關係も曖昧のところがあるが、外交の處理は其の本質に於て、一の執行的職務であり、憲法に特記せられたる反對條項がない限り、大統領の權限に屬するものと見做され

てゐる。(註三) また、佛蘭西に於ては、議會は内閣に對して英國ほど行動の自由を許容してはゐないけれども大體に於て外交關係は内閣の處理するところとしてある。帝制時代の獨乙に至つてはライヒスタークは外交問題に關して殆んど何等の權威を有せず、凡てはカイザア並に聯邦參議院(Bundesrath)の左右するところであつた。(註三)

以上の如き譯であるから、立法部は外交問題に關しては、政策樹立機關ではないと云つて差支ない。ただ政府が外交政策を行ふに當つて、經費を必要とするか、又は之に關する何等かの補助立法を必要とする場合にかぎつて議會の監督が行使せらるるのである。

併しながら、若し以上の理由によつて、議會が外交政策の決定について何等の政治的に重要な役割を演じないと見るならば、之れは甚しい誤謬と云はなくてはならぬ。少くとも所謂責任政治を行つてゐる國に於ては、政府は其の採用する外交政策に對して議會の支持を持たなくてはならぬ。之は責任政治より生ずる必然の結果であり、大統領政治の下に於てさへこの事情は變ることはない。蓋し秘密外交の弊害に對して覺醒せる國民は戰時平時を問はず、政府に對する外交の監督を全然放棄し去ることはないからである。即ち議會は條約の批准に當つて其の意見を徴せられなくてはならぬ。而して、外交關係の性質上、批准が公開の討論の方法によつて行はれ難い場合には、秘密會に

よるか、又は委員會によるか、そのいづれかの方法に俟たなくてはならないのである。而してか、  
る場合、最も適當なるは議會に於る全政黨の眞個の代表を以て組織する委員會を通じてなす方法で  
あらう。(註四)

ワイマール憲法が常設外交委員會の規定を設けたのは實に之の意味に出づるものである。(註五)  
即ち之の規定は歐洲大戰の苦い經驗を土臺とする秘密外交に對する不満と、若し國民が外交に參與  
し得れば輕率なる戰爭の勃發、愚なる同盟・協約の成立は之を豫防し得ると云ふ一般の信念の表はれ  
である。フランスに於る外交委員會は單に議院規則による存在に過ぎない。ワイマール憲法が之れ  
を憲法上の規定とせるのは深い意義を藏したものと云はなくてはならない。

本委員會は廿八人の議員を以て構成し、屢々、會議を開き、折衝中の外交交渉あるひは自國に影  
響ある總ての事件について大臣の説明を聽取したものであつた。(註六) しかも本委員會は議會閉會  
中も會議を開くに止らず、議會解散の場合と雖も、新議會の成立までは存續して其の職務を果した  
ものである。本委員會は原則として、アメリカやフランスの外交委員會と同じく、委員のみが出席  
することになつてゐたが、三分の二以上の多數決によつて公開となすことが出來、これによつて、  
本委員會及び其の活動に輿論の注視を惹く事が出來るやうになつてゐた。加之、本委員會は同時

に査問委員會の權利を附與せられてゐた。即ち同意法同條は司法及び行政官廳に對して委員會の要求する調査並に證言及び其の所有する凡ての公文書を呈出する義務を負はしてをり、しかも證人に對しては刑事訴訟法の適用を規定してゐたものである。繰り返して云へば本委員會は憲法によつて保證せられ、議會閉會中も活動し、議會解散後と雖も存續し、各大臣、大公使、各省長官、將軍等すべての官吏を招致することが出來、しかも外務大臣に對して總ての公文書の呈出を要求することが出來る上に、刑法上の制裁の適用まで規定せられてゐたのである。其の權限は實に莫大と云ふべく、之の種の委員會としては誠に興味ある實驗であつたが不幸にしてヒトラー政權の下に抹殺せられて仕舞つた。無論、外交と云ふものの性質上、本委員會も往々、既成の事實を承認せざるを得ない場合に置かれたが(註七)單にかゝる委員會が存在すると云ふだけでも、獨善外交を是正するに非常に役立つてをり所謂國民外交に裨益したところ少しと云はれない。

(註一) Gilbert Murray, Faith, War, and Policy, ch. VI 參照。

(註二) Corwin, The President's Control of Foreign Relations, p. 5. 參照。

(註三) 立憲政治の本場、英國に於てすらヴィクトリア女王はクリミア戰爭に關する議會の質問に反對せられたと傳へられる。蓋し外交及び軍政は國王の大權であり、政府は國王に對してのみ責任を帯びるものとされる。 Jennings, op. cit. p. 155

(註四) W. W. Willoughby, and L. Rogers, An Introduction to the Problem of Government, p. 257 參照。

(註五)

第三十五條參照。

(註六) Poeth Heffer, Jahrbuch, XIII, 80

(註七) Freytag-Loringhoun, Die Weimarer Verfassung in Lehre und Wirklichkeit, 卷 III

四

アメリカ合衆國に於ては、主義として權力分立の理論が採用せられてゐるのは周知のことであるが、實際上に於ては、執行部と雖も一部は明白なる憲法上の規定により、一部は慣例によつて立法的職務の遂行についても重大なる役割をつとめてゐるのである。それと同時に立法部も亦これと同様な程度に於て、執行的職務の行使に參與してゐるのである。而して之の立法部の執行的參與も一部は憲法の附與する權限に基くものであり、一部は慣例の然らしむる處によるのである。抑も、いづれの國家に於ても執行權は概して元首の掌握するところであるが、元首が之の權力を行使するに當つては、何等かの機關を存置して、之が顧問機關たらしむる必要があることは一般に認められてゐるのである。たとへば英國に於ては樞密會議が之に相當し、これより今日の英國内閣が發展し來つたのである。而して米國に於て之の資格をもてるものは實にその上院に外ならない。

即ち米國憲法は大統領に對して條約の締結權を附與してゐるけれども、大統領が之の權力を行使するに當つては、『上院の忠告と同意とにより且つ其れを以て』なす事が規定せられてゐる。(註一)

米國憲法が條約締結に對して單に上院の贊同を必要とする云ふ言葉を使用せずして、敢て斯かる文言を採り入れたのは大統領をして實際上、上院と協議せしめ、其の意見を參酌せしめんとする意義を藏してゐることは明である。(註二) しかれば條約の締結と云ふ外交權の行使については上院は大統領と其の權限を分有してゐると云ふ事が出来る。しかし乍ら已に一言した如く、之の點に關する憲法の規定は甚だ曖昧なところが多く、(註三) 立場によつて著しく解釋が相違し、且つワシントン以來の實例に徴しても甚だ分明でない。(註四) ウキルソンの如きはその大統領就任以前に著した著作に於て、大體、「大統領は上院の同意なくしては、外國と條約を締結することは出来ないが、しかし外交の措置はすべて之を指導する事が出来る。しかも外交を指導すると云ふのは、如何なる條約を締結するかと云ふ事を決定することであり、その交渉が完成せらるるまでは、其の經過を何等發表する必要はない」と云ふ意味を述べてゐる。(註五) 故に彼が大統領就任後、外交に關して空前の獨裁ぶりを發揮したのは誠に當然のことと評すべし。之に對する政治上の非難は兎に角として、少くとも憲法の文言より見れば、第一、外交問題に關して大統領の顧問機關たる上院に對しては之の資格に於て、權限が附與せられてゐる事と、第二に其の權限は條約の締結に限定せられてゐると云ふ二の點は明である。故に所謂の executive agreements については上院は何等の權限を有せぬことに

なる。斯くして、中立の權利、新政府の承認、條約の廢棄、協定の締結、宣言等に關しては大統領の專行權が認められ、事實、之等の外交行爲に訴へて外交關係を處理する方が條約の締結より遙に多いのである。故に大統領は上院の審査を排除するが爲に條約以外の各手段を撰擇し得る自由を持つと云はれることになる。(註六)

かゝる結果として、外交上の執行會議としての上院は、著しく其の性質を失つてしまつたが、併し乍ら憲法によつて保有する權限は依然として實際上に於て重大なる威力をもつてゐるのである。即ち條約締結權について、大統領と上院との間に殆んど絶へざる争ひを生ずるに至つたのが之である。而して之の場合、上院を代表するものは實に上院の外交常設委員會に外ならない。外交常設委員會は大統領によつて提出せらるる條約案に單に賛否を表するだけを以て満足しない。進んで條約を修正するに躊躇せざるのみならず、條約締結の職務を遂行するに對しては、大統領を左右せざる迄も少くとも之と同格の機關たらんとする様になつた。上院が大統領の意志を壓倒して、自己の意志を押し通した最も顯著な例は、ヴェルサイユ條約の否決である。國務長官ヒューズの辭任は彼及び大統領の外交政策に對する上院常設外交委員會の執拗なる反對の結果にありと云はれてゐる。勿論、大統領ウキルソンが條約締結に關する上院の權利を尊重しなかつたのが條約の批准を得るに至

らなかつた主要原因であることは争へない。

條約の締結に關して、果して立法部を或は其の一院を參與せしむるのが主義として賢明であるか否か、また結果より見て適當か否かについては甚しく意見の相違がある。(註七) ただ之の點に關して興味ある問題は歐洲大戰以後、各國に於て、立法部による條約の批准を規定する傾向のあることである。(註八)

米國に於ては、本問題に關する解決策は條約の締結に當り、其の交渉の全經過を通じて外交委員會と密接に協力し、出來得べくんば條約の性質について、委員會と豫め意見の一致を得て置く方法にあらうと思はれてゐる。更に進んでは、條約の交渉が國務省によつて直接に若しくは其の在外代表者によつて行はれない様な場合には、本委員會の委員を之が交渉委員會の委員に任命すると云ふ方法も提案せられてゐる。(註九)

ウキルソン時代に於る外交の獨裁振りは曾て米國の學者をして、米國の外交は二十世紀の外交と云ふよりも、寧ろスチュート王朝時代の外交を彷彿せしむると嘆ぜしめたが(註一〇)外交に對する民主的監督あるひは國民的支持の必要が一般に認められてゐる今日、上院の外交委員會の地位は頗る重大と云はなくてはならぬ。否、已に其の地位の重大なることは常設外交委員會の委員長の名

(15)



(16)

前の有名なことによつて隠す事が出来るであらう。國務長官は別として、其の他の長官の名前は、特別の事件がない限り世人に知られてゐないことが多い有様だが、それに引きかへて、上院議員ボラー氏、ロッヂ氏の名前は頻りに喧傳せられてゐる。また兩氏とも外交に對する上院の権限の大擴張論者であり、是等の名士を委員長としてゐることによつて、外交委員會が一段の重味を加へてゐることも争へなう。

更に常設外交委員會が積極的な活動をなすにつれて、ここに外務當局以外の常設委員會による外交と云ふ問題を生じ來る。而して之の例としてはフランスに於る外交常設委員會を擧げることが出來やう。

(註一) "by and with the advice and consent of the Senate," Art. 2, Sec. 2.

(註二) W. F. Willoughby, op. cit. p. 100-103 參照。

(註三) W. W. Willoughby and L. Rogers, op. cit. p. 224. Federalist, No. 76. 並し Carwin; The President's control of Foreign Relations, L. Rogers, The American Senate 參照。

(註四) 千七百九十三年、英佛戰爭に際し、ワシントンに中立の宣言をなした。之の行爲が越權なりや否やについて、トミヤンとマギスンとの間に激しい論争が行はれた事がある。本論等は Rogers 氏によつて刊行せられてゐる。

(註五) Constitutional Government in the United States, 1908, p. 77

(註六) John B. Moore, Treatises and executive agreements, Political Science Quarterly, sept. 1905 參照。

(註七) 之點に關しは Byce, *Modern Democracies*, Vol. II, pp. 367-388 參照。

(註八) エストニア憲法第六十條。アウストリア憲法第五十條。ポーランド憲法第四十九條第二項。チエッコスロヴァキア憲法第六十四條。ワイマル憲法第四十五條第三項。等參照。

(註九) W. F. Willoughby, *ibid.*

(註一〇) W. W. Willoughby and L. Rogers, *op. cit.* p. 227

## 五

フランス下院に於る大常設委員會のうち、特に重要なものは財政委員會であり、次いで外交委員會であるが、外交委員會は甚だ重大な點に於て、他の大常設委員會と異つた性質をもつてゐる。

即ち本委員會が本來、監督の機關であること之れである。他の常設委員會は議會の遂行する職務を遂行するものであり、執行部に對する監督は無論その職務の一であるが、それと同時に之れは立法ならびに財政と密接に關聯してゐる。しかるに外交委員會は理論上、立法委員會と云ふことは出來ない。蓋し立法的性質を有する件案を審議することは殆どないからである。即ち本委員會の主要なる且つ本來の使命は政府の外交政策を監督するにあるのである。(註一)

フランスの常設委員會の政府に對する監督の一般的方法、及び其の實情については會て論じた處であり、また外交常設委員會も其の例に洩るるものではないから茲に再論を要しないが、(註二) 本

(17)

委員會が其の本質上まつたく監督を主眼とするところから其の活動は他の委員會に比べて遙に積極的であることは注意しなくてはならぬ。常設委員會が議會の監督權を代行し、その爲に議會そのものが無視せらるることは他の委員會にも見られぬことはないが、其の最も著しいのは財政委員會以外に於ては本委員會である。之に關する二三の實例を擧げて見やう。即ち、千九百三十二年十一月三十日、時の首相兼外相エドゥアール・エリオ氏は國債の問題に關して本會議による討論を回避し度き趣旨を説明し、其の代償として外交委員會の意見を聽取したる後、本問題の決定をなすべき事を約束したことがある。之の場合を見れば、外交委員會の意見のみが尊重せられて、全議會の意見は無視せられたと云はざるを得ない。また千九百三十三年三月廿八日、ポール・ボンクール氏は一議員の質問に答へて、外交委員會に於てすべての説明を済ましてから最早言ふべきことはないと云つて、委員會に於る答辯を以て本會議の答辯に代へたことがある。之の場合に於ては委員會を以て議會と同一視したことになる。

以上の例は無論、常設委員會制度に對する反對の一理由をなしてゐるところであるが、事態は更に進んで外交委員會が政府の領域にまで進出する傾向が生じて來たのである。外交委員會は曾て外務省に向つて其の委員全部に外交官旅券の下附を要求したことがあつた。これなどは其の氣風の顯

著なるあらはれと云ふ事が出来るが、其の氣風とは外交委員會による外交すなはち之である。

外交委員會の委員は調査報告の準備を名として外交行脚を試みることに往々あり、之の外國訪問に於て、其の地の議會の外交委員會と接觸するのみならず、政府當局と會談を交へることがある。例へば千九百三十二年十一月、とさの上院外交委員會の委員長であつたアンリ・ペランヂェ氏は伊國首相ムッソリーニ氏と公式に會見したことがある。またその翌年の國際聯盟の總會に於ては、同氏はポール・ボンクール氏と肩を並べて後者が政府外交の代表ならば、前者も恰も議會外交の首領たるかの概を以て振舞つた事があつた。同氏が壽府の郊外に於て、獨乙の宣傳相ゲッペルス氏と會食した光景は會てのトアリーに於るブリアンとストレーゼマンとのかの有名なる會食を彷彿せしむるものがあつたと報道せられてゐる。かゝる活動は外交委員長のみに限らない。ド・テッサン氏は伊首相と會見した後、委員會に報告書を呈出したが、之に對して當時の委員長エリオ氏は全委員會の名に於て同氏の功績に感謝の意を表したことがある。しかれども斯かる實例のうち最も世人の耳目を聳動したのは千九百三十二年四月に於るアンドレ・フリブール氏の夫れであらう。同年五月廿五日、アズ通信社の伯林電報は次の如く報道してゐる。「下院議員にして外交委員會の中歐關係報告者たるアンドレ・フリブール氏は昨日外相フホシ・ビュロー氏と會談した。之の會談に於て獨佛兩國間に介

(20)

在する各種の問題は最も精細に互つて検討せられたが更に同氏は今日、ウキルヘルム街に於て宰相フォン・バーベン氏と長時間の會見を行つた。獨佛兩國間の主要問題は逐次検討せられたが、中にも軍備平等の問題が取り上げられた。之の會見は兩國の有する特殊の事情を相互に諒解せんとする熱烈なる希望をもてるものとの感銘をあたへたのである。猶、同氏は本日午後、國防省に赴きシュライヘル將軍と會談する筈である。云云。』かかる電報は舊來の外交上の傳統に忠實なる人々を驚倒せしむるに足るのであらう。蓋し、若し同氏が政府より使命を授けられたものとすれば伯林駐在大使は無用の存在と云ふべく、もし然らずとすれば、外交についての政府の特權は地に落ちたと言はざるを得ない。フツプール氏は之の活動の反響の意外に大きいのに驚き、全く個人の資格に於る旅行である趣意を辯明したが、個人の資格に於て斯の如き政府の首腦部と數次の會談がなし得たか否かは疑問である。少くとも同氏が斯かる待遇を受けたのは偏へに外交委員會の代表としてであることは疑ない。(註三)

兎に角、所謂る政府外交の外に議會外交なるものが存在することの適否は別とし、又これに對する管見は最後に譲るとして、以上の實例は頗る興味ある問題を提供してゐると云はなくてはならな

い。

(註一) Joseph-Barthélemy, Ce qui se passe à la commission des affaires étrangères, dans Revue hebdomadaire, 1922, oct. 7.  
p. 96

(註二) 前掲、抽稿、法學研究第十四卷第二號參照。

猶、常設外交委員会の委員長の椅子は佛國政界の重要人物によつて占められてゐる。バルトウー、レイグ、ポール・ボンク  
ール、エリオ、フランソワ・アルベル氏等は皆、下院の外交委員長たりしことあり、ポアンカレ、ドゥーメルグ兩氏も上  
院の外交委員長たりしことあり。

(註三) Joseph-Barthélemy, Essai Sur Travail Parlementaire et le Systeme des Commissions. pp. 269 271 參照。